

令和4年度第5回糸島市子どもの権利委員会会議録

期日：令和5年3月27日（月）10：00～12：00

場所：糸島市役所 11・12号会議室

役職	氏名	肩書等
委員長	田北 雅裕	九州大学 人間環境学研究院 専任講師
副委員長	安孫子 健輔	子どもアドボカシーセンター福岡 理事長 弁護士
委員	友永 幸	福岡県福岡児童相談所 副所長
委員	榎田 剛	一般社団法人 太剛 ファミリーホーム管理者
委員	重富 紀子	糸島市小学校校長会（深江小学校）
委員	古藤 浩二	糸島市中学校校長会（福吉中学校）
委員	川崎 真弓	糸島市PTA連絡協議会
委員	吉岡 愛一郎	糸島市行政区長会 会長
委員	大熊 海翔	公募
委員	中尾 雅幸	公募

事務局

所属	氏名	職名
子ども教育部	林 久美子	担当部長
子ども教育部	平野 真也	部長
子育て支援課	山下 千恵子	課長
学校教育課	吉永 政博	課長
子育て支援課	木村 和美	課長補佐
子育て支援課	春日 由佳子	課長補佐
子育て支援課	松本 美保	課長補佐
学校教育課	久我 淳	課長補佐
学校教育課	石硯 晃子	係長
学校教育課	上田 暁	係長
子育て支援課	原田 優子	主幹
学校教育課	安部 祐子	主幹

1 開会

2 出席確認…委員全員出席

3 委員長挨拶

4 経過報告

(1) 会議録 第3回及び4回委員会の会議録について

第3回及び第4回ともに修正なし。

第1回から第4回までの会議録について、委員の姓は表記せずにホームページに掲載する。

(2) 特別支援学校に通う親子へのアンケート結果

資料にて説明。地域福祉課にも情報提供済み。

(3) その他

5 協議事項（議事進行：委員長） ※傍聴1名。

(1) 子どもの権利（案）について

【事務局説明】 子どもの基本（案）及び子どもの権利についてのアンケート結果について説明。

➤質疑応答

〈委員〉 子どもの権利で、外部から権利を侵害されるという点も重要だが、子ども自身がどうするのか、という義務の考え方も必要と思う。

〈委員長〉 他自治体の条例で、「自分の権利が大切にされるのと同じように、自分以外の権利を大切にする」という表記がある。今の意見にあった義務的なニュアンスである。一方で、子どもの権利とは、原則として基本的人権である。子ども本人が何をやるかということよりも、生まれながらにしてある権利という発想が大事である。

〈事務局〉 4つの原則を記載する順番についても意見いただきたい。

〈委員〉 子どもの権利案について、「様々な経験を通して豊かに育つ権利」が基本案の中では、一つの権利として独立させるべきと考えている。それが糸島らしさにつながると考える。

生命・生存と差別禁止を基本的人権に沿ったグループとして、参加表明最善の利益に係る部分を今からの糸島の未来を作っていくグループとして、最後に様々な経験を通して豊かに育つ権利のグループとして、3つのグループに分けたほうがよいとも考える。

〈委員長〉 様々な経験を通して豊かに育つことについて、「生命、生存及び発達に対する権利」に盛り込むこともできるかと考える。

〈委員〉 夢を実現するために頑張るという視点で、「生命、生存」の部分に入れる

のは違和感があるため、意見として述べた。

〈委員〉 「子どもにとって最もよいこととされる権利」について、「最もよいことが何か」を「大人も子ども」も一緒に考えるという表現が必要と思う。

また、子どもに関わっている様々な人を応援できるような気持ちを条文と入れると、良い社会になると考える。

〈委員長〉 子どもの意見をしっかり聞くということが大事。4つの原則はクロスオーバーするものであり、「最も良いこと」を強調する意味では、他の原則・権利とのつながりを感じさせるような表現がよい。

子どもに関わっている支援者を応援するという意見は大事である。子どもも応援条例などの事例もある。支援者をエンパワーしていくということは必要である。

〈委員〉 子どもは多様性がある。様々な権利はあるが、子どもによってその権利を見て抵抗がある、子どももいると思う。

〈委員長〉 「ありのままがいい」というような権利や、コロナ禍や現代特有の権利など、基本の4原則とは別途盛り込むことも可能とは考える。様々な権利がある中で、子どもに寄り添う条例でなければならない。

〈委員〉 ありのままと個性は違うが、委員長の「ありのままでよい」という表現はあたたかく感じられる。

〈委員〉 子育て世帯として、基本案は理想的とは思ふ。生命・生存など生存権や基本的人権のことは、一番守られるべきもの。その基盤があって「最もよいこと」を考える。子どもにとって「最もよいこと」と「躰」との関係も悩まれることで難しい。シンプルな文言で、広く解釈されるような表記が良いと思う。

〈委員長〉 シンプルで多様な解釈というのは一つのポイントになる。

〈委員〉 4つの原則のうち「子どもにとって最もよいこと」は大人からの視点や施策的立場からの条文と思う。他3つの権利とは別で条文内の別章で記載されるべきと考える。

〈委員長〉 「最もよいこと」を考える主体は子どもではなく大人側であることを考えると、そのような解釈もあり得ると思う。

〈委員〉 条文の章構成にあたり、生命・生存に関することと、差別の禁止に関することは最も大切なことであり、学校現場としては、意見表明や最善の利益については大切にすべきことである。他委員から意見があったように、「子どもにとって最もよいこと」を小学生にどのようにしたら理解してもらえるかが悩まれるところ。子どもが読んで、分かり易い表現にすることが必要である。

〈委員長〉 「最善の利益」をそのまま直訳したものが「最もよいこと」である。子ども自身がその文言をしっかり理解できるか考える必要がある。

〈委員〉 4つの原則について、順番がつけ難いのが正直な感想。児童を預かって養育する仕事をしているが、まずは「最善の利益」の視点で考えている。子どもの年代もあるが、大人だけで決めるのではなく、子どもも参加して、将来を決定していける子どももいると思う。

〈委員長〉 「最もよいこと」を考える際に、子どもの意見を聴くことが大切である理由が記載されることが必要。

この4月から自治体が政策決定する際は、子どもの意見を聴く必要がある。子どもの意見を尊重するということは、政策としては大事なポイントになる。4つの原則は権利条約としては並列ではあるが、糸島市の条例を作るにあたっては「最も良いこと」については少し濃淡をつける必要があるのかもしれない。

〈委員〉 4つの原則の優先順位もつけ難い。また4つの原則に関わる権利のカテゴリーも重複する表現もあり、4つに分類することが難しいと感じた。

〈副委員長〉 4つの原則について条約で、「生命、生存及び発達」は6条、「意見表明」は12条、「最善の利益」は3条、「差別禁止」は2条となっている。条約の順番どおり糸島市の条例の構成を合わせる必要はないが、条約での順番についてはそれなりに意味がある。

「最善の利益」と「意見表明」について、障がいがある方の権利は「本人が決める」が最優先。どうしても意見表明できない場合でも、本人の意思を過去の言動などから推定することが原則。推定ができない場合に「最善の利益」という考え方になる。

一方、子どもの権利条約については、子どもの場合は「最善の利益」と「意見表明」で整理することになる。まずは意見を聞いたうえで、最終的に「最善の利益」で整理するということになっている。現実の子どもの現場で考えると、子どもの意見だけで決めていることは少ない。子どもの「意見表明」や参加も機会が与えられず、結果として「最善の利益」への不満が多いのではないかと考えている。原則の順番の整理は必要と考えるが、「最善の利益」を除外することは子どもの意見どおりに沿えない場合の、根拠がなくなってくる。本日の委員皆さんの意見の一致としては、比重をあまり3条に置かない、ということだと考える。

また、条例の表記として、子どもが読める条例を目指していたが、主語がはっきりしていない部分を統一すべき。市が主体となって関わるだけではなく、親、親戚及び子ども同士がこの条例をみてどのように行動するかを考えて条文を整理する必要がある。

〈委員長〉 安孫子副委員長からの意見のとおり、子どもが要求をすべて聞くということではなく、その判断基準が「最善の利益」ということ。私自身も現実の場面で意見表明を行う前に「子どもが意見表明できる場を作ること」が

必要であり、且つ意見表明したあとのフィードバックが大切。

条例を目の当たりにした際に、現実の場面でもつながる生きた条例に気を付けたいと思う。

本日頂いた意見をもとに再度案を作りたいと思う。

〈委員〉 子どもにとって、意見表明するための武器がこの条例だと思う。子どもにとっては意見表明も命を守られることと大事なものと思う。子どもがどう受け取っているかは、すごく難しい。それを一緒になって考えるのが大人の役目であって、そのための子どもの味方になってくれる条例であることがうれしい。

〈委員〉 自傷行為を行ったりと、様々な子どもがいる。「自分を大切にする」という文言が条例に欲しい。どんな子どもでも、「誰かのためになっている」「誰かが助かっている」など、子どもたちが孤立しないような、勇気がもらえるような条例になってもらいたい。

〈委員長〉 今回の意見で「遊ぶ」という意見がなかったが、委員の意見は。

〈委員〉 「遊ぶ」ことが糸島市で軽んじられている、後回しにされていると感じる。遊ぶことによって救われる子どももいるし、そこで他者とつながって危険からさらされなくなる子どももいる。子どもにとって遊ぶことで、いじめられている人を助けたり、将来の社会性などを育てたりと、人生にとって一番大切なことと考える。

生存や差別禁止と比べると、遊びが下位になってしまう。糸島市は遊び場が少ない。わんぱくできないからインターネットなどでの被害等がある。遊びについての権利は欲しい。

〈委員長〉 子どもの立場になったときに、遊びということは、かけがえがないことと考える。

〈副委員長〉 遊びに関しては、休みをとることと合わせ、子どもの権利条約の31条に明記されている。条約のベースとしては、将来のためではなく、今を大事にして欲しいという考えがある。他の地域でのワークショップで子どもがやりたいことを挙げてもらおうと、「ゲームがしたい」「友達と遊びたい」「意見を言いたい」「秘密の保守」に交じり、「他の子と合わせることに疲れる」という意見が上位に挙がる。今の子どもは疲れている。糸島市のアンケートでの状況は把握していないが、子どもたちが遊びや休みを求めている可能性は高い。基本4原則に追加する候補としては遊ぶ・休むはあり得ると思う。

〈委員長〉 最近子どもと接して、印象的だったのは、「意見を表明する」を拒否する子どももいる。意見は無理に言うことではないので、先にあった「ありのまま」でよいと思う。

(2) 子どもの権利に関する子どもの意見聴取・意見交換について

【事務局説明】 書面にて説明

➤ 質疑応答

〈委員〉 小中学校教諭にご協力してもらい、子どもの意見を聴くことは可能か。

〈委員〉 小中学校での取り組みは可能とは思いますが、参加したくない子どももいると思う。特にクラス代表・生徒会代表などは、集団の代表として参加するということが難しいのではないか。「あなたの意見が聞きたい」という視点で公募したほうが、参加してみたいという子どもがいてよいのではないか。子どもが集まるのが困難な地区もあるかもしれないため、オンラインなども方法も検討してはどうかと思う。

〈委員〉 学校での実施はどうか。

〈委員〉 中学校での実施については総合的な学習の時間になるとは思うが、時期的なものもある。

〈委員長〉 時期的には夏休み等が考えられる。

〈委員〉 小学校については、一般公募、タブレットでの実施どちらも可能。一般募集となれば、保護者が子どもに働きかけて参加する形になると想定される。タブレットでの実施になれば、学校に来ていただいて説明をしてもらうということも可能と思う。

ただし、前回の子どもへのアンケートについて、小学1年生などは理解が難しかった。ユニセフ CRE ハンドブックなどのようなものがあれば、子どもも理解しやすいと思う。

〈委員〉 前回のアンケートでは、一定数が「わからなかった」「なにも感じなかった」という意見もあったが、そのような方々の意見が聞いてみたいと思う。例えば遊び場や子ども食堂を利用している子どもたちの意見を聞いてみることも必要と感じた。

〈副委員長〉 どのように子どもの意見が共有され、どこまで秘密が守られるかの仕組みを考える必要がある。また、匿名で意見が言える仕組みが別にあるとよいと思う。

〈委員長〉 この条例が、今後糸島市としても子どもの意見を聴くという取り組みのきっかけになる。子どもの声を聞くときに大切な視点を持つことが必要。団体によっては、子どもの意見を聴く際に、セーフガーディングポリシーというルールを決めて取り組んでいる。糸島市としても子どもの仕組みを聞くことが日常的になるのであれば、類似の仕組みをつくることも必要と考える。

子どもの意見を聴く方法については、次回再度協議する。

【その他】 なし

《協議終了》

6 その他

次回開催について

〈事務局〉 第5回委員会日程 令和5年5月予定

7 閉会

副委員長から謝辞

12:00